

島根大学医学部附属病院学童一時保育運用要項

[平成 22 年 9 月 15 日]

[病 院 運 営 委 員 会]

(趣旨)

第1条 この要項は、島根大学医学部附属病院（以下「本院」という。）が行う学童一時保育（以下「学童一時保育」という。）に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 学童一時保育の利用者は、島根大学医学部及び本院の教職員・学生であり、次のとおりとする。

- 一 公務（会議、病院業務等）や講義・研修会等出席のため、平日の16時から21時まで並びに土曜日、日曜日及び休日の7時30分から19時までの間学童一時保育を必要とする者
- 二 島根大学医学部における試験監督業務のため、土曜日及び日曜日の6時から21時までの間学童一時保育を必要とする者

(学童一時保育利用の申請)

第3条 利用者は、「学童一時保育利用申請書」（別記様式第1号）を作成し、保育を必要とする日が平日の場合は1週間前まで、土曜日、日曜日及び休日の場合は前月末日までさき保育所に提出しなければならない。

(学童一時保育の設置場所)

第4条 学童一時保育は、出雲市塩冶町89-1「医学部会館1階」で行う。

(利用基準等)

第5条 学童一時保育を受ける児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 小学校1年生から6年生までの児童であること。
 - 二 利用者が養育していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は保育を受けることができない。
- 一 当日発熱がある場合又は体調不良の場合
 - 二 以下の伝染病疾患の疑いのある場合又は治癒後で医師による集団保育可能証明書がない場合
インフルエンザ、麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎、百日咳、咽頭結膜熱、結核、手足口病、伝染性膿痂疹、嘔吐下痢症、伝染性軟属腫、流行性結膜炎、風邪
 - 三 集団保育に適さないと本院が判断した場合
- 3 その他必要な事項は、「学童一時保育利用の手引き」によるものとする。

(保育料金等)

第6条 学童一時保育に係る保育料金は、1時間300円とする。

- 2 希望者には、夕食の提供を行うこととし、夕食費は300円とする。

(保育料金等の徴収方法)

第7条 保育料金等の徴収方法は、月末締めとし、利用者ごとに保育料通知書を翌月の5日までの日に送付し、利用者は定められた期日までに納付するものとする。

- 2 保育料金等の徴収事務については、「島根大学医学部附属病院うさぎ保育所における徴収事務の取扱いについて」（平成21年4月1日事務部長決裁）に準じて行う。

附 記

- 1 この要項は、平成22年9月15日から実施する。
- 2 島根大学医学部附属病院女性スタッフ支援室一時託児運用要項（平成20年7月31日制定）は廃止する。

附 記

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成27年1月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成28年5月18日から実施する。

附 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。